

# 「分権型道州制時代を拓く基礎自治体の自立経営」を発表

関西広域連合が誕生し、関西が国のあり方を変える大きな一歩を踏み出した一方、政府の地方分権改革の先 行きはいまだ不透明である。地方分権委員会(委員長:村上仁志・住友信託銀行特別顧問)では、地方分権改 革の推進、分権型道州制実現の鍵を握るのは基礎自治体であるという認識のもと、基礎自治体が自らの選択 と自己責任に基づく自立経営を行うことが可能となる方策を検討し提言を取りまとめ、政府関係先、全国約 1,700の市町村長などへ建議・送付した。

## 政府の動き

2009年9月、地域主権の実現を 「1丁目1番地」とする民主党への政 権交代が行われた。2010年3月、 国と地方の協議の場の設置などに関 する地域主権3法案が国会に提出さ れ、2010年6月には、ひも付き補助 金の一括交付金化や出先機関の原 則廃止など、地域主権改革の取り組 み方針を示した地域主権戦略大綱 が閣議決定された(表1)。

ひも付き補助金については、2011 年度より「地域の自主性を確立する ための戦略的交付金(地域自主戦略 交付金)」(仮称)を創設し、都道府 県分として5,120億円を一括交付金 化する方針が示されている。

出先機関改革については、2010

年12月、「アクション・プラン~出先 機関の原則廃止に向けて~」が閣議 決定され、本年2月、第1回「アクショ ン・プラン推進委員会 | が開催され た。今後、2014年度を移管時期と して、具体的な移譲内容の検討を進 める予定である。

地域主権戦略大綱をはじめとする 政府の改革方針の表明は一定の評価 に値するが、肝心の地域主権3法案 は未成立のままであり、ひも付き補助 金の一括交付金化や出先機関改革は 各省庁の抵抗も根強く、分権改革の 推進はいまだ先行き不透明であると 言わざるを得ない。

また、道州制については、地域主 権戦略大綱では「検討も射程に入 れていく」との表現にとどまり、具 体的な制度設計もタイムスケジュー ルも示されていない。

## 関経連のこれまでの活動

当会では、2008年7月の「分権 改革と道州制に関する基本的な考え 方」で、抜本的な地方分権改革の 推進とその究極の姿としての道州制 の導入を提言した。以降、分権型道 州制実現に向けた全国的な機運の醸 成をはかるべく、全国各地の経済団 体や地方自治体等との意見交換活 動に精力的に取り組んできた。

あわせて、分権改革の推進とその 先に到来する道州制時代における望 ましい基礎自治体の姿とその実現策 を示すことを目的として、分権型社 会の基礎となる住民自治の実現に向 けた方策や、基礎自治体に関する制 度設計について調査研究を行った。 具体的には、各地方自治体の広域行 政(市町村合併、広域連合等)、市町 村への権限移譲、住民参加などの 取り組み事例について各地経済界・ 自治体との意見交換・ヒアリング等 を実施した(表2)。

こうした活動をもとに、本年2月、 「分権型道州制時代を拓く基礎自治 体の自立経営」を取りまとめた。

# 〈表1 地方分権に関する政府の動き〉

2009年	9月	民主党政権発足
	11月	地域主権戦略会議 設置
	12月	地域主権戦略会議 初会合 分権改革工程表案の提示
		地方分権改革推進計画を閣議決定
2010年	1月	地方行財政検討会議 初会合
	3月	「国と地方の協議の場」設置法案、国が法令で自治体の仕事を
		縛る「義務付け」を見直すため41の法律を一括改正する「地
		域主権推進一括法案」、地方自治法改正案の地域主権3法案を
		通常国会へ提出→継続審議に
	6月	国の「ひも付き補助金」の一括交付金化や出先機関の原則廃止
		などの基本的考え方を示す「地域主権戦略大綱」を閣議決定
	12月	出先機関改革のスケジュールなどを示した「アクション・プラ
		ン〜出先機関の原則廃止に向けて〜」を閣議決定
		地域主権3法案は臨時国会でも成立せず、継続審議に
2011年	2月	アクション・プラン推進委員会 初会合

## 提言のポイント

提言では、基礎自治体が自らの 選択と責任に基づく自立した経営が できるようになることが望ましい姿

であると考え、その道筋を明らかに することによって、基礎自治体の不 安や懸念を払拭し、分権改革の機 運を高めることを狙いとしている。 提言先は、国、基礎自治体、議会、 住民と多岐にわたる。提言では、基 礎自治体が抱えている課題を多面 的に取り上げて解決の方向性を示 し、経済界も含めて共に努力すれば 道は拓けるということを訴えてい る。提言は以下の3つの柱で構成し ている。

# ■基礎自治体の行財政基盤・ガバ ナンスの強化

まず、今後の分権改革の進展と、 その先の道州制に対処するために 不可欠である基礎自治体の行財政 基盤強化に向けて、①自らの権利と 責任による自治体制の構築、②地 方税財政制度の抜本改革、③基礎 自治体のガバナンス・監視機能の 強化を提案している。

①については、分権型道州制時 代に向けて合併せず独自の努力で 対処することを選択する「独立型」、 自主的に合併の可能性を模索し推 進する「合併推進型」、地域の実情 に応じて広域連合制度等を活用す る「広域連合型」、地方圏の基礎自 治体間で連携協力協定を結び相互 発展をはかる「定住自立圏型」、上 記4つの手法のいずれも難しい離島 や過疎地域等において道州政府が 事務を補完する「道州補完型」を5 つのパターンとして例示した。これ らの多様な選択肢の中から、基礎自 治体が自らの判断で地域の特性に 応じた自治体制を構築することによ り、事務権限を受け入れる体制を確 立することが望ましいとした。

②については、地方消費税の割 合を高めるなど地方税の拡充と補

# 〈表2 各地経済界·自治体との意見交換·ヒアリング実績(2009~2010年)〉

2009年	1月	長野県議会会派「自由民主党県議団」との意見交換会
	3月	東北経済連合会との意見交換会
	4月	九州経済連合会との意見交換会
	7月	四国経済連合会との意見交換会
	11月	北海道経済連合会との意見交換会
	11月	北海道事例調査(北海道庁、石狩市、南幌町、後志広域連合)
2010年	1月	愛媛県議会議員との意見交換会
	5月	中部経済連合会との意見交換会、浜松市訪問
	7月	池田市長 倉田薫 氏より、地域分権制度について講演
	7月	中国経済連合会との意見交換会、広島県庁、東広島市、柳井市 訪問

助金の大幅圧縮、自己責任による地 方債発行制度への見直し、地方交 付税制度の廃止と新たな水平的財 政調整制度の導入を、③については、 地方議会本来の役割の発揮に向け た見直しが必要との認識のもと、議 会の情報公開、議案に対する議員 の賛否の公表、議長への議会招集 権の付与、また、住民意思が反映 されやすいシステムを構築すべきと して、議会への住民参加の促進、 常設型の住民投票制度の導入を提 案した。さらに、監査委員制度の チェック機能の向上についても提案 した。

## ■地域経営に対する住民参画の推進

真の分権型社会を実現するには、 住民が地域経営を自らの問題として とらえ、自分たちの将来は自分たち で決めるという自治意識を高めるこ とが不可欠である。

提言では委員会活動でヒアリン グ等を行った全国のいくつかの先進 事例を参考に、住民の地域づくり参 画の促進に有効と思われる手法を 提案した。具体的には、①住民によ る意思決定の仕組みである自治体 内分権など、地域コミュニティ再生 の推進、②民による公の役割の支 援、③地域通貨の活用、また、企 業の立場からも、有給休暇やボラン ティア休暇の取得推進など社員が



広島県との意見交換会

地域参画しやすい環境の整備に取 り組むべきとしている。

### ■首長のリーダーシップの発揮

議会や住民のチェック機能が的 確に働くことを前提として、首長が リーダーシップを発揮しやすい環境 を整えることが基礎自治体の改革、 自立経営にとって大事な要素であ る。そのためには、①先進的取り組 みの情報共有、②企業経営的手法 の応用、③分権型社会に相応しい 多様な人材の育成、の取り組みが 有効であるとした。

### ■今後の活動

当会では、基礎自治体の自立経営 を可能にする環境の実現に向けて、 あらゆる機会をとらえながら政府に 対して働きかけを行うとともに、引 き続き、全国各地の経済団体や地方 自治体との意見交換などを通じて、 分権改革と道州制実現の機運を醸 成するための活動を行っていく。

(地域連携部 小谷典子) \*提言の全文は関経連HPを参照。